

岐阜市芥見公民館ほか1施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市芥見公民館ほか1施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 公民館

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和6年8月の検針日から令和7年8月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日または検針日程 別紙1のとおり
- (5) 需給地点及び責任分界点
各施設の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求及び支払い
 - ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
 - イ 毎月の請求書等は書面若しくはWEBにより請求することとし、書面の場合は別紙1へ送付すること。なお、WEBでの請求を行う場合は、あらかじめ発注者へ連絡を行うこと。
 - ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

- (3) 現在の供給者 株式会社エネファント
- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

担当
市民協働推進部市民活動交流センター
高田

TEL 058-214-7158

FAX 058-265-4121

様書 別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	検針日または検針日程	請求書送付先
1	芥見公民館	岐阜市芥見2丁目98番地		17 日程	岐阜市役所市民協働推進部 市民協働推進政策課 岐阜市司町40番地1
2	柳津公民館	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地	自家発電機 ヤンマー発電機 YPG40AS (4-2341)	04 日程	

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

No.	施設名	契約 電力 (kW)		使用電力量(kWh)												
				R6					R7							
				8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	合計
1	芥見公民館	50	その他季			1,552	1,291	2,455	2,173	2,681	2,316	1,548	1,146	1,387		16,549
			夏季	2,575	2,944										2,444	7,963
2	柳津公民館	133	その他季			17,521	11,849	13,244	16,390	21,245	18,221	14,553	12,123	11,095		136,241
			夏季	20,790	21,483										13,820	56,093
／	合 計			23,365	24,427	19,073	13,140	15,699	18,563	23,926	20,537	16,101	13,269	12,482	16,264	216,846

※ 契約電力が 500kW 未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は 100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。